

京丹後市入札監視委員会(令和5年度第1回) 議事概要

開催日時	令和5年7月25日(火) 午後1時30分～午後4時20分	
開催方法	ZoomによるWeb会議	
出席委員氏名(職業)	委員長 <small>たかはし えいじ</small> 高橋 映次 (弁護士) 委員 <small>かくだ あきら</small> 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 教授) 委員 <small>おおはし せいいち</small> 大橋 誠一 (公認会計士)	
議事概要	1 開会あいさつ (中西総務部長) 2 委員長の選出 3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 高橋委員を選出 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (中西総務部長)	
審議対象期間	令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日	
抽出案件	総件数 8件	(備考) 対象件数 77件
一般競争入札	4件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	3件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、結果として1者による入札となっている案件について調べること。	

別紙

「3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 橘処理区 MP-4 号他マンホールポンプ改修工事 … 一般競争入札

※ C等級で入札者が1者しかなかった案件。

意見・質問	回答等
○入札参加資格要件について (1) 等級がC等級なのは金額要件で決まるのか。	電気工事の場合、設計金額が130万円から500万円までの工事については、C等級の業者を対象としています。
○入札参加資格要件について (2) 等級がC等級なら、A等級やB等級も参加できるわけではなく、C等級だけ参加できるということか。	そうです。
○工事内容について 改修工事となっているが、ポンプの交換か。	そうです。
○応札が少ない要因について (1) 1者しか応札されなかった要因は何か。	今回の工事は、新設ではなく、汚水ポンプを供用しながらの交換作業となり、洗浄を伴うため、敬遠されたり、洗浄作業には、多くの作業員が必要となるため、従業員が少ないと対応が難しかったりしたのではないかと推察しています。
○入札参加資格要件について (3) (意見) 1者だけになると落札金額が高止まりすることにも繋がるため、B等級とC等級を対象にする等、多く参加してもらえる要件の方がよいと思う。	(意見であるため、回答はなし。)
○応札が少ない要因について (2) 予定価格の単価が低過ぎるということではなく、洗浄作業を行う人がいなかったからということか。	それが要因の一つではないかと考えています。

意見・質問	回答等
<p>○応札が少ない要因について (3) 洗浄作業を伴う工事の場合、今回のような1者による応札を避ける手立てはあるのか。</p>	<p>既存のマンホールポンプの交換は、洗浄して綺麗にした上での作業になりますので、その作業を分割するというのは難しいと思います。</p>
<p>○入札参加資格要件について (4) 等級をB等級とC等級にすると、規模の大きい業者が入り、中小の業者が落札できないということがあり得るのか。</p>	<p>その可能性はあります。</p>
<p>○入札参加資格要件について (5) 設計金額により等級を分けているのは、業者の規模に応じてある程度区分けして、中小の業者にも配慮しているということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○同種工事の応札状況について (1) 同時期にA等級の同種工事があるが、これも1者による応札か。</p>	<p>4者による応札となっています。</p>
<p>○同種工事の応札状況について (2) 洗浄作業において、A等級なら人手が対応できるから応札が多く、C等級なら応札が少ないという傾向はあるのか。</p>	<p>一般的にA等級は規模の大きい業者が多いため、従業員も多いですし、C等級は規模の小さい業者で2~3人という業者もありますので、会社の規模によって応札されるかどうかを判断されているのではないかと考えています。</p>

2 令和4年度 三重地区配水管布設替工事その1・・・一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○水道管の長さについて (1) 「その1」と「その2」で700mであるが、「その1」は何mなのか。</p>	<p>「その1」が約400m、「その2」が約300mです。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○工事金額について</p> <p>「その 1」と「その 2」の水道管の長さからすると、契約金額の差額が大きいように思うが、何か要因があるのか。</p>	<p>「その 1」は三重地区内に設置する仮設の水道管の手間がすべて入っており、「その 2」は一切入っていないため、その差が開きとなっています。</p>
<p>○入札金額について (1)</p> <p>公表されている単価情報や過去の情報公開請求等により業者は設計金額が千円単位までわかり、今回 1 者だけ 1,000 円違うのは計算間違いということか。</p>	<p>そのように考えています。</p>
<p>○予定価格等の公表について</p> <p>予定価格と最低制限価格の公表はいつか。</p>	<p>開札を行った日の翌日です。</p>
<p>○最低制限価格について</p> <p>最低制限価格は建設物価等から積み上げた金額で設定され、予定価格はそれに掛け率を掛けるのか。</p>	<p>先に設計金額・予定価格があり、それに掛け率を掛けて最低制限価格を算出します。</p>
<p>○入札金額について (2)</p> <p>予定価格に掛け率を掛けた最低制限価格と、建設物価等で積み上げた入札金額がたまたま同額であったということか。</p>	<p>予定価格は市が設計する設計金額となりますが、設計金額は公表されている見積単価、物価資料、歩掛を採用しており、一般的にはすべての金額がわかりますので、それに基づき積算すれば同じ金額が出ると考えています。</p>
<p>○予定価格について</p> <p>公表されている単価情報等は、予定価格と最低制限価格のどちらのベースとなっているのか。</p>	<p>予定価格です。</p>

意見・質問	回答等
<p>○入札金額について (3)</p> <p>業者が予定価格と同じ金額で出してくるならわかるが、予定価格からいくらか引かれた最低制限価格で出しているのになぜどの業者も揃うのか。</p>	<p>予定価格に対する最低制限価格の算出方法を公表していますので、予定価格を正確に出すことができれば、最低制限価格も算出方法に基づき同じ金額を出すことができます。</p>
<p>○水道管の長さについて (2)</p> <p>工事概要に工事延長 559mとあるが、先程の回答によると水道管の長さは 400mなのか。</p>	<p>メインの水道管の長さが 400mで、そこから枝でループする水道管等を積み上げますと 559mになります。</p>
<p>○建設物価について</p> <p>建設物価はどれぐらいの頻度で更新するのか。</p>	<p>建設物価の単価は年 4 回更新しています。設計金額に採用している単価の採用月は積算参考資料に掲載しています。</p>
<p>○設計金額について</p> <p>設計金額に採用している単価の採用月を公表しているため、業者が古い単価や新しい単価で積算することはないということか。</p>	<p>そうです。</p>

3 川上南部地区農業集落排水処理施設破砕機改修工事・・・随意契約

※ 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が低かった案件。

意見・質問	回答等
<p>○破砕機について (1)</p> <p>市内の破砕機の採用業者のシェアはどれくらいか。</p>	<p>市内で 3 箇所です。</p>
<p>○破砕機について (2)</p> <p>採用業者以外のメーカーの破砕機を設置している施設はあるのか。</p>	<p>あります。</p>

意見・質問	回答等
<p>○破砕機について (3)</p> <p>今回は採用業者が製作している破砕機であるため、採用業者しか取り換えできないということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○参考見積もりについて (1)</p> <p>採用業者に参考見積もりを徴取したのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○参考見積もりについて (2)</p> <p>落札率が低い要因は業者が現場を良く知っているため、人件費が安くできたとのことであるが、参考見積もりを徴取する時点でそういう状況はわかっていたと思うが、参考見積もりの金額には反映されていなかったのか。</p>	<p>設計金額の積算の基礎とする目的で参考見積もりを徴取していますので、実際いくらで請け負うかという話は事前にはしていません。</p>
<p>○参考見積もりについて (3)</p> <p>そういう状況がわからなかったから、一般的な金額を入れられていたということか。</p>	<p>そのように考えています。</p>
<p>○破砕機について (4)</p> <p>もし他のメーカーの破砕機に変えなければならない場合、ポンプみたいに取り替えることはできるのか。</p>	<p>他のメーカーの破砕機が現在の破砕機の寸法と合っていれば、取り替えは可能です。</p>
<p>○破砕機について (5)</p> <p>破砕機などの専門的な特注の機器を導入するとき、将来のメンテナンスコストはどこまで考慮しているのか。</p>	<p>破砕機単体を導入しているわけではなく、処理施設全体の機械設備を一括して入札していますので、答えにくいところです。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○破碎機について (6)</p> <p>特殊な機器を導入するとき、将来のメンテナンスコストをどこまで考慮するのかについて、手引きや評価方法のガイドライン等があるのか。</p>	<p>即答できる答えを持ち合わせていません。</p>
<p>○破碎機について (7)</p> <p>その手引きや評価方法のガイドライン等について、もし次回までに何かわかれば教えてほしい。</p>	<p>一般的に大きな下水道処理場は日本下水道事業団に設計から施工までを委託したり、今回のような農業集落排水処理施設は土地改良事業団体連合会という外郭団体に委託したりしており、打ち合わせには入らせてもらいますが、市が直接設計等を行っていませんので、細かな規格等まですべてを熟知するのは難しいところです。</p>

4 令和4年度 府道網野峰山線（郷地区）道路改良工事に伴う水道工事・・・随意契約

※ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が100%であった案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○工事の費用について (1)</p> <p>京都府発注の道路工事で支障となるから水道管を移設するのに、京丹後市が費用を負担するのか。</p>	<p>水道管は道路の占有物件であり、道路工事で支障となる場合は占有者が費用を負担して移設することになっています。</p>
<p>○工事の費用について (2)</p> <p>道路部分は京都府と共同で行うから支出は抑えられるが、京都府から補助金等はないということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○工事の発注経過について</p> <p>京都府工事の受注業者が決まってから今回の工事の相談があるのか。</p>	<p>今回の工事については、京都府が道路工事を発注されて、受注業者が現場の詳細調査を行ったところ、水道工事が必要になることが判明したため、京都府から相談がありました。</p>

意見・質問	回答等
<p>○採用業者について</p> <p>京都府工事の受注業者が今回の工事を行うのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○見積金額について (1)</p> <p>採用業者が道路工事を行うことにより、人が動いているため、水道工事の見積もりは安くなるように思うが、今回の工事は京都府工事の受注業者でしかできないこともあり、強気で見積もりを出してきた結果、落札率が 100%になったということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○見積金額について (2)</p> <p>2 つの工事で共通にかかる費用があれば、今回の工事にその費用はかからないかもしれないが、その費用がかかるものとして算出された見積金額になっている可能性はないのか。</p>	<p>予定価格は、京都府工事で施工する部分の費用を考慮して算出していますので、最初から経費が節減された金額になっています。</p>
<p>○見積金額について (3)</p> <p>市が京都府工事で施工する部分の費用を考慮して算出した予定価格と、業者が単価情報を基に算出した見積金額が同額であったということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○工事の費用について (3)</p> <p>市の水道管は京都府の道路を使用させてもらっているから今回の工事の費用は補償してもらえないということか。</p>	<p>はい。水道管が支障となる理由が道路工事以外の場合は補償してもらえますが、道路管理者が行う道路工事の場合は補償してもらえません。</p>

意見・質問	回答等
<p>○工事の費用について (4)</p> <p>市の工事の費用がかなり高額になった場合、話し合いにならないのか。</p>	<p>そのような工事を行ったことがないため、何とも言えません。</p>
<p>○予定価格について</p> <p>市で予定価格を算出する際、人件費は割引していないということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○工事内容について</p> <p>道路工事と水道工事は、全く違う作業であり、人もそれぞれに必要なということか。</p>	<p>はい。水道工事を行うときは、水道管の作業だけに注力するのではないかと思います。</p>
<p>○入札方式について</p> <p>通常指名競争入札と公募型指名競争入札になる要件について次回教えてほしい。</p> <p>また、公募型指名競争入札の過去の事例も紹介してほしい。</p>	<p>承知しました。</p>

5 令和4年度(4災3501号)災害復旧工事・・・一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選(同価入札によるくじ引き)により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○等級について</p> <p>資格要件がA～C等級となっているが、抽選になった場合、例えばA等級が優先される等の何か等級による違いはあるのか。</p>	<p>特にありません。</p>

意見・質問	回答等
<p>○災害復旧工事について (1)</p> <p>発注工事一覧表に載っていない災害復旧工事もあるように思うが、予定価格が 250 万円以下である等の理由か。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○工事代金の支払について (1)</p> <p>どの段階で何割ぐらい支払ができるのか。</p>	<p>一般的には、契約金額 500 万円以上で、契約金額の 4 割以内の前金払いをすることができます。</p>
<p>○工事代金の支払について (2)</p> <p>今回の工事は 500 万円未満なので、完成払いの契約か。</p>	<p>はい。前金払いはありません。</p>
<p>○工事代金の支払について (3)</p> <p>もし完成払いだけでは難しい業者があった場合、本来は前金払いができる工事ではないが、前金払いを認めることはあるのか。</p>	<p>基本的にはありません。</p>
<p>○工事代金の支払について (4)</p> <p>支払条件を理解した上で入札してくださいということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○入札参加資格要件について (1)</p> <p>完成工事高を求めないとはどういう意味か。</p>	<p>等級の格付けを行う際に完成工事高等を反映していますので、入札参加資格要件として等級を定めている工事においては、改めて完成工事高を求めていません。</p>
<p>○完成工事高について</p> <p>完成工事高とは今回の工事のことではなく、過去の売り上げみたいな意味ではないのか。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>○入札参加資格要件について (2)</p> <p>要件として過去の工事実績を求めないということか。</p>	<p>そうです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○入札参加資格要件について (3) 資格要件がA～C等級となっているのは、災害復旧工事だからか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○災害復旧工事について (2) 災害復旧工事は設計金額の積算の割り増しのようなものがあるのか。</p>	<p>一般的な工事と同じで割り増しはありません。</p>
<p>○工事内容について (1) ブロック積みと石積みはどの工事内容に含まれているのか。</p>	<p>ブロック積みは本体工事で、石積みは取り合い工で計上しています。</p>
<p>○工事内容について (2) 取り合い工は、図面のすり付け工のことか。</p>	<p>図面の雑工（すり付け工）のことです。</p>
<p>○工法について (1) 工法としては、通常のやり方か。</p>	<p>はい。ブロックを積んだ後、掘削した影響もありますので、現地と馴染みを良くするため、取り付け工で石積みを行います。</p>
<p>○工法について (2) ブロック部分と石部分がはっきりと分かれているように見えるが、全部同じ素材でできないのか。</p>	<p>災害復旧工事は、本体工事はブロックで復旧し、ブロックの両側の石積み工との取り合いのところは、小口止工というコンクリートの止め壁を施工し、続きで掘削の影響があったところを石積みするのが基本です。</p>
<p>○工法について (3) 国土交通省の仕様がそのようになっているのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○入札結果について 応札業者が多かったことについて、どのように分析しているか。</p>	<p>昨年度の災害復旧工事の件数が少なかったため、参加する業者が多かったのではないかと考えています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○災害復旧工事について (3)</p> <p>災害復旧工事を応札したり、落札したりしても、何かポイントが付き他の入札に有利になるようなことはないのか。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>○災害復旧工事について (4)</p> <p>災害発生から入札までは大体3か月ぐらいかかってしまうものか。</p>	<p>災害が発生した後、国へ災害申請をして査定を受けますが、査定は被災後約2か月後となります。</p> <p>本案件については、その査定後、1か月足らずで発注できていますので、大変早い対応であったと思っています。</p>
<p>○災害復旧工事について (5)</p> <p>査定までに2か月もかかっていたら全然間に合わない案件もあるのではないのか。</p>	<p>危険な場所は応急工事に対応しています。</p>
<p>○災害復旧工事について (6)</p> <p>災害復旧工事ではなく、応急工事で行うということか。</p>	<p>応急工事は被災後すぐに随意契約で行う場合があります。</p>
<p>○災害復旧工事について (7)</p> <p>緊急の場所は随意契約で応急工事を行い、事後で国へ災害申請するのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○災害復旧工事について (8)</p> <p>今回の工事はそこまで緊急性がなかったため、国の査定を待ってから発注したということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○被災原因について</p> <p>なぜこの場所だけ崩れたのかは理由があるのか。</p>	<p>増水時の影響や元々弱くなっていた可能性はあります。</p>

6 木津地区管渠布設工事その 23 …… 一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○工期について (1)</p> <p>今回の工事は、令和 4 年度中に終わっているのか、令和 5 年度以降に持ち越しになっているのか。</p>	<p>繰越工事としており、現在も工事中です。</p>
<p>○工期について (2)</p> <p>工事現場の看板が令和 5 年 9 月 15 日までとなっているが、後発の別の工事ではなく、今回の工事のことか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○木津地区の管渠布設工事について (1)</p> <p>今回の工事は「その 23」であるが、「その 1」はいつ頃行われたのか。</p>	<p>平成 10 年台の前半かと思います。</p>
<p>○木津地区の管渠布設工事について (2)</p> <p>過去の木津地区の管渠布設工事についても、今回入札に参加された業者のどこかが抽選で落札しているのか。</p>	<p>おおよそこれまでからいる業者ではないかと思います。</p>
<p>○入札参加資格があると認めた業者数について</p> <p>入札参加資格があると認めた業者数とは、応札の意向を出してきた業者のうち、資格審査を通った業者数のことか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○入札参加対象業者について</p> <p>今回の工事は、25 者の申込があるが、入札参加対象業者はもっといるのではないか。</p>	<p>土木一式工事の A 等級の業者数は 25 者ですので、入札参加対象のすべての業者が入札参加申請をしています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○抽選による落札について (1)</p> <p>抽選が多いため、見積もりをしても、どうせ抽選になるだろうというのが業者の共通認識としてあるのではないかと思うが、穿った見方をすると、どうせ抽選になるんだからと、どこかが入札金額を計算して、それが入札参加業者に回って応札されるという恐れはないのか。</p>	<p>入札金額の積算能力に自信がある業者もいれば、そうでない業者もいるかと思しますので、各業者がどのように思われているかは想像できないところがあります。</p>
<p>○抽選による落札について (2)</p> <p>業者がどう思っているのかを聞くことはできないのか。</p>	<p>業者の中には「適正に積算を行った結果、最低制限価格と同じ金額となり、その業者同士での抽選であれば、やむを得ない。運になってしまうが、他の入札方法より現在の入札方法の方がまだ納得がいく。」というような意見を言われる業者もいますし、今の段階では、業者が現在の入札方法について不満を持っているという話は聞いていません。</p>

7 京丹後市立弥栄総合運動公園社会体育館 LED 化等工事 … 指名競争入札

※ 当初は一般競争入札を行ったが、参加申請受付後に発注者側の都合により中止したため、参加申請のあった業者に対し、指名競争入札を行い、落札率が高い案件。

意見・質問	回答等
<p>○体育館の築年数について</p> <p>体育館は築何年経っているのか。もしくは大規模修繕をしているならそれから何年経っているのか。</p>	<p>体育館は昭和 57 年に建てられています。大規模修繕があったかどうかは把握していません。</p>
<p>○体育館の残存耐用年数について</p> <p>LEDの耐用年数が長くても体育館の残存耐用年数が短いと工事を行う意味がないように思うが、どう判断しているか。</p>	<p>体育館は築 42 年程度経っていますが、建物の残存耐用年数とLED照明の耐用年数(約 4 万時間)を比較検討し、体育館の残存耐用年数の方が長いと想定しています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○入札の経過について</p> <p>今回は発注者側の都合で1回中止し、その後指名競争入札で入札参加者を指名し、2回目で落札したから随意契約にはならなかったということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○入札制度について (1)</p> <p>随意契約に行かずに入札を行うのは何回までか。入札の1回目と2回目は同じ日に行っているのか。</p>	<p>一般的には入札は2回までとしており、1回目で落札しなかった場合、翌日に2回目を開札しています。</p>
<p>○入札制度について (2)</p> <p>入札で2回目も落札しなかったら、仕様を変えて再度入札を行うか、随意契約を行うかになるのか。</p>	<p>はい。内容を見直して再度入札を行ったり、時間がない等の理由で随意契約を行ったり、その案件の状況により判断しています。</p>

8 京丹後市立丹後社会体育館 LED 化等工事 …… 随意契約

※ 初度の一般競争入札において、参加申請受付後に発注者側の都合により中止したため、参加申請のあった業者に対し、指名競争入札を行なったが、入札が不落となり、再度入札においても予定価格の制限の範囲内で入札したものがいなかったため、不落となり、再度、指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が100%であった案件。

意見・質問	回答等
<p>○見積依頼の方法について (1)</p> <p>採用業者が採用となったのは、1回目の見積もりで一番条件が近かったからか。</p>	<p>1回目の見積もりで予定価格に達しなかったため、見積依頼書に記載のとおり最低価格の業者に2回目の見積もり依頼を行ったものです。</p>
<p>○見積依頼の方法について (2)</p> <p>業者に対して、何とか予定価格の範囲内に収めてくださいというスタンスだったのか。</p>	<p>予定価格は公開していないため、採用金額は偶々です。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○見積依頼の方法について (3)</p> <p>同時期に同種工事を落札しているから一緒に工事を行った方がシナジー効果があるというような話はしていないのか。</p>	<p>それは業者が判断されることであり、こちらからお伝えしたことはありません。</p>
<p>○機器の見積もりについて (1)</p> <p>機器の見積もりがしづらい理由があるのか。</p>	<p>今回は体育館の大型の照明器具が付いており、一個当たりの単価も大きく、個数もありますので、少しの違いが金額に大きく影響したのではないかと考えています。</p>
<p>○機器の見積もりについて (2)</p> <p>業者は市がどこのメーカーに見積もりを取っているかはわかるのか。</p>	<p>今回は、図面に参考品番を開示していますので、ある程度想定できたのではないかと考えています。</p>

「3 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回 答 等
<p>○指名停止の対象範囲について</p> <p>負傷にも色々あると思うが、どの程度の事故になると指名停止になるのか。</p>	<p>負傷の定義は、治療 180 日以上の傷害又は完治の見込みのない傷害としています。</p>

2 談合情報対応状況の報告

内 容
<p>今回はありません。</p>